

令和3年6月定例教育委員会会議録

- 1 期 日 令和3年6月3日（木）
- 2 場 所 市役所南別館3階委員会室
- 3 開始時間 13時30分
- 4 終了時間 16時00分

5 出席者

児玉教育長、赤松委員、中原委員、濱田委員、岡村委員、
その他の出席者

江藤教育部長、大田教育総務課長、深江学校教育課長新村生涯学習課長、桑畑文化財課長、吉行学校
給食課長、原田美術館副館長、山下都城島津邸館長

6 会議録署名委員

中原委員、濱田委員

7 開 会

◎児玉教育長

それでは、全員お集まりですので、ただいまから令和3年6月定例教育委員会を開催いたします。どうぞよろしくお願ひいたします。本日の委員会の終了時刻は、午後4時を予定しておりますので、どうかご協力お願ひしたいと思います。

ではまず、市民憲章朗読をよろしくお願ひいたします。

8 会議録署名委員の指名

◎児玉教育長

それでは、前会議録の承認といたしまして、皆様方のお手元に令和3年4月の定例教育委員会の議事録をお配りしております。本委員会終了後、各委員に署名をいただきたいと思ひます。ろしくお願ひいたします。

本日の会議録の署名委員は、都城市教育委員会会議等に関する規則第15条の規定により、中原委員、濱田委員にお願ひいたします。よろしくお願ひいたします。

9 教育長報告

◎児玉教育長

それでは早速、教育長報告をさせていただきます。事前に送付させていただきました教育長報告レジュメをご覧ください。

まず、報道等からでございますけれども、まだコロナ禍でありまして、5月は本来ならば沢山の学校行事とか、そういうものがあるはずだったのですが、運動会や修学旅行、全て2学期に回してあります。ですので、そういう部分ではちょっと寂しいかなと思われるかもしれませんが、まずは西中学校でございます。薬物の怖さ、西中生学ぶということで、体育館に集まりましたのは3年生のみ、1、2年生は学級で、リモートで行ったということでございました。

また、山之口中学校の学校紹介のコーナーで、住民とボランティアということで、山之口駅の清掃、それから、高齢者に花を贈る、そういう活動を20年続いているという、そういうお話でございました。

それから、教育研究所で教育研究所員10名に委嘱状ということで研究員が選ばれ、そして、実際に活動を始めたところでございます。また、お配りしております研究所だよりにつきましては、後ほどお目直しをお願いします。

それから、文化財課は、平安期の暮らし、出土品から紹介ということで、今現在、都城歴史資料館で行われている展示の紹介が出ておりました。

また、図書館でございますが、地元記事や農林畜産の情報を網羅したデータベース3種類を導入したということでございます。この3種類というのは、宮日データベース、これは2001年度からの記事が全て検索できるシステムでございます。それから、日経テレコン、それから、ルーラル電子図書館というので、このルーラルというのが農村漁業村文化協会というところが発行しているものだそうです。

そして、GIGAスクール構想がいよいよスタートいたしました。6月までには全ての学校に一人一台の端末が揃うということですが、ほぼ今、揃った状態でございます。あと台数の調整が少し必要なところがありまして、そういうところを今やっただいていただいているところでございます。各学校のICT活用の状況でございますが、各学校色々な情報発信をしてくださいとお願いをしておりました。学校ホームページから、例えば、そこにあります夏尾小学校ですが、最初の授業ですね。まずは、5、6年生の教室で後ろに立って見ているのが1、2年生、3、4年生の子供たちです。これで全校生徒です。

まず、保管庫からの取り出し方、そして、PCを机のどこに置くかということについても、ルールを決めたようでございます。写真を見ますと、机の左上に置いています。それから、次、ログインです。各自パスワードを入力するというので、これでクラウドに入って授業を進めるという形になります。

また、右上の写真で今町小学校の高学年ですけれども、実際に使った授業の様子でございます。右下が、有水小学校で、自身をパソコンのカメラ撮り、パソコンを見ながら自画像を描くということなのですが、昔は鏡を使っていたのです。鏡を使いますと、1回、1回、構図が変わってしまって、なかなか大変だったのですけれども、こういうような使い方をしているようでございます。

裏面をご覧ください。

庄内小学校でございますが、スタートの時にはやはり手間取りますので、複数の教員でスタートをしたという記事でございます。また、その後、子供同士の教え合い、そういうものが活発に行われている様子でございます。川東小学校も全ての教室に入りました。子供たちに行きわたりました。西岳中学校でございますが、少人数の中学校でございますが、今、調べ学習をやっています。そこにありますのは、ちょうどコンピュータ室での活動なのですが、実際のノートパソコンの横のほうに、普通のデスクトップ型のパソコンがあるかと思います。これにつきましては、後に撤去という形になります。

それから、麓小学校でございます。麓小学校では、複式指導の中でパソコンを使った指導を行っているということでございます。これは3、4年生のクラスですけれども、3年生がこちらを向いて、4年生が反対方向を向いての授業なのですけれども、算数の授業で使っているところでございます。あと、山之口小学校の職員研修の状況でございます。また、西中学校は、このように写真が6枚一緒に載ってありました。これは左上から始まっているのですけれども、朝の会で事前に健康調査をしており、今日の調子はいかがですかというような形で、少し気分が良くないとか、今日快調ですとか、お腹が痛いですとかというような回答の方法でやっているようです。それを見ながら、健康観察が終わりなわけではなくて、特に気を付けないといけないお子さんについては見て、観察するということです。帰りの会も使っています。帰りの会では、明日の準備とか、どんな物が必要かというようなものがあるのですけれども、それについてもクラウド上でやっておりますので、自分が入るパスワードさえ知っていれば、家に帰ってからもそれが見

られる。そのようなことも言っていました。

それから、授業の途中の状況が下の写真に載っていますが、授業のアンケート、事前にテストをしてその状況とか、この ICT、コンピュータを活用した授業はいかがですかとかいうようなアンケートも行っていました。即座に集計ができて、学級の実態が分かるということでございます。右下のところは2年生なのですが、2年生は斉藤先生という方がいらっしゃって、研究員でございます。その先生が中心となって、2年生の先生方に個別に教える。研修というよりも OJT という部分があると思います。

そのような中で、実は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大がありました。紹介をいたしますと、5月18日、小学校で1名の陽性が分かったところでございます。その学校につきましては、翌日、翌々日の2日間休校にし、そして、濃厚接触者を割り出し、濃厚接触者はその後5月28日金曜日まで自宅待機でございました。5月24日、月曜日からこれらの子供たちを対象に、ChromeBook の持ち帰りを試行しました。オンライン授業に挑戦してもらったところでございます。後で様子は録画したものがありますので、ご覧になっていただきたいと思っております。

それから、5月24日、月曜日にも、陽性者が小学校で判明いたしまして、先の学校と同じような対応を取ったところでございます。

ここでは、ここまでしか書いていないのですが、実は、もう一つ、5月31日、月曜日に新しく陽性者が見つかって、そこから濃厚接触者の自宅待機が始まった学校がございます。この学校も持ち帰りをしているところでございます。

ではこれから、録画を見ていただきます。

〔録画視聴〕

続きまして、生徒指導状況報告につきまして、お話をしたいと思います。

まず、非行等問題行動が小学校1件、発生しております。これは小学校5年生なのですが、危険物の所持というかたちで、果物ナイフを持ち込んでいたというものでございました。4月上旬ですけれども、自宅から小型刃物、果物ナイフを持ち込んでいるところを生徒指導主事が朝の会で発見し、押収したという状況です。本人の聞き取りの結果では、興味本位で目立ちたいという思いで持ってきたことが判明しました。保護者を召喚し、事実の説明と今後の見届けをお願いしたところでございます。

続きまして、不登校でございます。不登校につきましては、小学校が4月の段階で30名、継続24名、新規6名でございます。それから、中学校が117名という、過去、最も多いのではないかと状況でございます。継続が97名、新規が20名ということで、新規につきましては2倍、それから、継続につきましては、10人以上増えているところでございます。

下の分も注意書きを書いているのですが、中学校の不登校生162名のうち52名が卒業しているわけです。グラフの1番右側を見ていただきますと、162という数字があると思います。この数字が昨年のものでございます。ところが、そこから52名卒業しているということは、1、2年生だけで110名となります。4月117名の内訳なのですが、2、3年生の継続者が84名残ってしまっていて、新1年生の継続者が10名、20名が新規の不登校者数という形になりました。これは、小6から引続き不登校、学校に来れない子が10名いました。その10名を中1では継続の中に入れていました。ですので、大変厳しい状況が続いているということでございます。

続きまして、交通事故の報告でございます。

小学校2件でございます。1件は、小学生4年生、6年生なのですが、これは自宅の車に乗っての事故でございます。少年団の送迎のために、母親が運転する自動車に兄弟が同乗していた。見通しの良い十字路で、左の方向から来た70代の男性が運転する自動車と衝突。そのまま田んぼに1回転して落ちるというような状況でございました。その後、脳神経外科に搬送されたのですが、異常はないとい

うことでございます。原因は、双方の確認不足が事故の原因としてされております。

もう1件は、先月、ドクターヘリのところでお伝えした2年生でございます。熊本県の病院にドクターヘリで搬送された件でございましたけれども、今現在ですが、5月8日に退院されて、1週間自宅療養を経て、5月17日から元気に登校しているようでございます。脳出血がありましたけれども、本当に悪くならず良かったなと思っております。

続いて、いじめの報告でございます。

小学校81件、中学校8件という形になっております。これにつきましても、解消に向けて、各学校で頑張っていたかと思っております。報告があった事案が1件ございます。小学校6年生の女児でございますけれども、4月の終わりのほうで、担任が保護者に別件の電話をした時に、友達から臭いとか言われているという話を聞いて、学校に来たくないというようなことを聞かれたということです。本人は、月末の27、28、30日の3日間欠席をしたということで、30日の昼には、保護者とともに来校してもらって、担任のほうから、加害児童も分かりましたので、その事実関係について伝えました。仲違いから、きもいとか、くさいとかそういう言葉を発したということでございましたが、それにショックを受けて、なかなか出て来れなくなったということでございます。その後、やはり、なかなか出て来れなくて、5月になりまして、6日に加害児童と保護者で、被害女児宅を訪問し、謝罪を行っております。それを経て5月7日から登校を開始しております。しかしながら、保健室登校という形になっているところで、なかなか学級にはすぐには行けない。保健室登校した後に、担任が迎えに行き、教室まで一緒に上がるという、そういう生活を送っております。

続きまして、不審者声かけ事案でございますが、報告としてはないのですけれども、実は、5月8日、土曜日、警察の防犯メールで分かったのですけれども、午後6時頃、郡元公園で雨宿りをしていた女子児童となっていたのですけれども、実際には、うちが報告を受けたのは、中3の女子2名、自転車から降りてきた3、40代の小太りの男性から、下半身を見せられる事案が発生しました。土曜日だったので、警察への連絡をお願いしたということでございました。その後、10日になりまして、該当の学校の教頭先生から連絡がありまして、不審者の逮捕情報が入りましたということで、この方は逮捕されたということでございました。

続きまして、虐待事案でございますけれども、虐待事案につきましては、4月中の報告はございませんでした。学級が上手く機能していない状況ということで、4月当初でございますけれども報告が入りました。小学校1件でございますが、5年生の教室でございます。4月当初から、数名の児童が指示に従わずに離席をする等の状況が見られました。この報告を受けて、管理職と対応策を協議して、学級担任以外の職員で随時見守りの体制を作り、対応しているところでございます。また、児童数名に生徒指導主事が幾つかの目標を立てさせて、ふりかえりの時間の毎日の状況を確認して、継続しているところでございます。その結果、少しずつ落ち着きが見られるようになり、4月末には学級も改善しつつあるということでございます。5月の状況でございますけれども、管理職、他、職員が学級に入ったり、専門の生徒指導主事がいる学校でございますけれども、放課後のふりかえり活動を継続したり、気になる児童には、保護者との連携や個別指導を行うことで、学級は落ち着きつつあるという報告を受けました。昨年度末からちょっとざわざわした学年であり、学級崩壊を起こしかけていたというそういう状況でございました。

気になる児童が実は2名おまして、1名は先ほど報告しました非行問題行動で報告がありましたナイフの持ち込みをした子がこのうちの1名に該当します。ですので、厳しい状況ではあるとは思いますが、学校全体で頑張っているということでございます。

さらに、その他といたしまして、1件、刑事事件といたしまして、5月24日、午前零時頃発生しました国道201号線セブンイレブン都城高崎縄瀬店において、包丁を持った強盗事件が発生いたしました。こ

れについて、経緯を少し説明させていただきたいと思います。

まず、5月24日、午前6時ぐらいに、都城署生活安全係から指導主事に以下の連絡がありました。24日、午前零時過ぎに、縄瀬地区のセブンイレブンにてコンビニ強盗発生。犯人は30から50代男性、黒の上下にマスク、帽子、包丁のような刃物を所持、上記について警察が防犯メールを出す。その中で、登下校は、保護者同伴か複数での登下校とするようなメールしますということでありました。ただもう6時に来て、そして、子供たちは登校し始めるような状況の中で報告が来ましたので、6時半には全ての学校に安心安全メールによって、各保護者に情報の提供と登校時の注意喚起を促すようお願いをしたところです。特に、コンビニ周辺の高崎中、それから、志和池中、高城中校区の小中学校全てについては、登校時、職員による通学路の見守りを行うように手配を行ったところです。同日の8時30分、今、言いました高崎中、志和池中、高城中校区の全ての小・中学校の児童・生徒が全員無事、登校した旨を確認いたしました。同日、午前9時でございますけれども、市内全小・中学校の児童・生徒が無事、登校したことを確認しているところです。それにしても、ちょっと連絡が遅すぎて対応できないということで、こちらとしてはもう少し早く教えてくれというお願いをしたところでございます。

その後、実際には、この犯人は捕まっています。ですから、最も近かった縄瀬小学校は、学校に行くまでに寂しい道もでございますので、いまだに保護者に登下校をお願いしているところでございます。早く犯人が確保されることを祈っているところでございます。

以上でございます。

これまでのところで何かご質問等、よろしかったでしょうか。

10 議 事

【議案第11号】

◎児玉教育長

それでは、議事に入りたいと思います。

本日の付議事件は、報告9件、議案5件でございます。

まず、議案第11号を学校給食課長から説明をいただきます。よろしく願いいたします。

●吉行学校給食課長

説明の前に、資料の差し替えをお願いしたいと思います。

PTA 関係と薬剤師会が総会に諮って、市議会で決議をされるものですから、今回、差し替えをお願いしました。

それでは、説明をさせていただきます。

議案第11号 都城市学校給食センター運営審議会委員の委嘱について、説明したいと思います。

まず、3枚目の議案第11号関係資料をご覧ください。

都城市学校給食センター条例の抜粋があるかと思いますが、第5条に運営審議会という項目がございます。教育委員会の諮問により、学校給食センターの運営に関する重要な事項を調査、審議するため、都城市学校給食センター運営審議会を置くということになっております。第2項で、審議会は委員17名以内で組織するというようになっておまして、その構成としましては、知識経験を有する者が1名、市立の小・中学校長から6名、都城市学校給食市民部会の代表者が1名、市立学校のPTAの代表者6名、保健所、医師会、薬剤師会からそれぞれ1名の3名、この17名で組織しております。任期は、先ほどお配りしました委員の名簿をご覧ください。任期としましては、令和3年6月1日から令和4年5月31日までとなっております。17名の委員については、先ほども説明しましたが、それぞれの総会を経て委員が決定して

おります。17番の田代慎一郎さんについては、薬剤師会で理事になるかどうかが未定ということで、確定はしていない状況ですけど、委員としては選任されております。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

◎児玉教育長

ご説明ありがとうございました。

それでは、何かご質問等ありましたら、よろしくお願いいたします。いかがでしょうか。よろしかったでしょうか。

それでは、議案第11号を承認いたします。どうかよろしくお願いいたします。

●吉行学校給食課長

ありがとうございました。

【報告第32号】

◎児玉教育長

続きまして、報告第32号を文化財課長からご説明をいただきます。よろしくお願いいたします。

●桑畑文化財課長

よろしくお願いいたします。

こんにちは、文化財課の桑畑でございます。

では、報告第32号 令和3年度巡回企画展「あなたの知らない歴史の世界 平安時代の都城」の開催要項の制定について、ご説明させていただきます。

要項のほうをご覧ください。この巡回企画展の趣旨については、都城の未来を担う子供たちをはじめ、多くの市民に地域の歴史に興味や理解を深めてもらい、歴史を身近に感じてもらうために開催するものです。そして、今回の巡回展は、都城市内に多数残されている埋蔵文化財の中から、平安時代にスポットを当てて当時の様子について紹介いたします。都の暮らしとの比較を行いながら、都城市民の人々がどのような暮らしをしていたのかを近年の調査事例を交えて、分かりやすく紹介する計画でございます。会期と開催につきましては、令和3年7月12日から8月1日までが、都城市立図書館1階ギャラリーで、9月1日から9月30日までが沖水地区公民館、11月8日から12月7日までが高城生涯学習センター1階ロビー、そして、12月19日の1日だけなのですが、ウエルネス交流プラザ1階茶霧茶霧ギャラリーとしております。このウエルネス交流プラザにつきましては、当日、会場で平安時代に関する歴史講演会を予定しておりますので、来場された方に、休憩時間等でご覧いただくためのものです。

要項の裏面のほうを裏返してご覧ください。主な展示内容と展示レイアウトにつきましては、市立図書館会場の例でご説明いたします。

ギャラリーの中央に、都城市内の

◎児玉教育長

ちょっとお待ちください。裏面とありますけど、これは別紙。

●桑畑文化財課長

これは別紙ですね。大変失礼しました。申し訳ございません、別紙の図面をご覧ください。そちらにレイアウトがございます。そちらのほうの、ちょうど図面の中央がギャラリーの中央になるのですが、そちらのほうに平安時代の遺跡の位置を示した地図を敷いて展示します。その左側、方角でいうと西側に当たるのですが、西側のほうに平安時代の衣食住の項目ごとに解説パネルを設置します。そして、図面上のほう、部屋の北側のほうには、都城盆地を代表する平安時代の遺跡である国指定史跡 大島畠田遺跡の

ジオラマと出土品を展示し、そして、部屋の東側には、近年発掘された遺跡の出土品を展示する予定です。この会場には、7月3日から8月29日まで開催する歴史資料館の企画展「平安時代ってどんな時代 古代日向の国の中の都城について」のご案内も提示して、資料館のほうにも足を運んでいただけるようなしかけを考えております。

心配される新型コロナウイルス感染症対策については、要項の8番に記載しております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、どうかよろしくお願いたします。

◎児玉教育長

ありがとうございました。

それでは、質問等ありましたら、よろしくお願いたします。いかがでしょうか。

○赤松委員

大変、子供たちも楽しみにして見学して学ぶことのできる、そういう展示がなされるだろうと思いますが、この左側に写真がありますけど、人形の展示、その時の服装等をまとうのですか。人形の身長に気を遣っていただきたいなと思います。平安時代の人々の平均身長は現在の身長と違いますので、あまりスマートで、背の高いマネキンだと、子供たちが平安時代の人々はスマートだったと思ってしまいますので、平安時代の衣服を纏われる人形の身長に十分配慮していただけたらと思います。

●桑畑文化財課長

承知しました。ありがとうございます。

◎児玉教育長

ほかにはございませんか。

○岡村委員

説明ありがとうございます。

会場が4会場ということですが、高崎とか、何か山田とか、そちらのほうでも企画展はなかなかないような気がするのですが、何か理由とかございますか。

●桑畑文化財課長

おとし高崎の総合支所の会場でさせていただいたことがございました。それ以外、なかなか図書館みたいな来館者が沢山いらっやって、見ていただけるようなそういう会場がないものですので、山田総合支所は新しく建物が変わりましたが、その中のロビーで展示スペースがあれば検討していきたいなと思っています。また、今後、総合支所等と相談をしながら、考えていきたいと思っています。

ありがとうございます。

○岡村委員

よろしくお願いたします。ありがとうございます。

◎児玉教育長

ぜひ、実現のほどよろしくお願します。

ほかにはございませんでしょうか。

それでは、報告第32号を承認いたしますので、どうかよろしくお願します。

●桑畑文化財課長

ありがとうございました。

【報告第34号、報告第35号、議案第13号】

◎児玉教育長

続きまして、報告第34号、第35号及び議案第13号を都城島津邸館長から説明いただきます。よろしくお願いたします。

●山下都城島津邸館長

よろしくお願いたします。

それでは、報告第34号、第35号及び議案第13号について、ご説明いたします。

まず、報告第34号「都城島津邸歴史講座の開催について」お手元の「令和3年度都城島津邸歴史講座企画概要」を基にご説明いたします。

都城島津邸では、例年、一般の方を対象とした歴史講座を開催しております。昨年度はコロナ禍の中、定員を10名に絞り、南九州の歴史と文化をテーマとした座学と史跡巡りの全5回講座を開催いたしました。今年度は、テーマを「展示が伝える歴史・文化」とし、地元に残る史料の貴重さをより深く知っていただくために、講座日に開催中の展示会に即した内容で、その展示を担当する学芸員が講師となって開催いたします。日程は7月から11月の毎月第4土曜日に開催、連続5回講座です。時間は、午後1時半から3時を予定しております。場所は、都城島津伝承館2階講義室です。

今回は、コロナ対策のため、史跡巡りは実施しないことにいたしました。定員は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、今回も10名とします。全講座に参加できる人を対象といたします。また、参加者のマスク着用、体温測定、手指の消毒等、感染対策の徹底に努めてまいります。募集については、暮らしの情報6月15日号及びホームページ等で告知しまして、6月15日から7月16日、電話またはファックスで受付を行い、定員を超えた場合は抽選といたします。参加料は主に資料代として1,000円としております。なお、新型コロナウイルス感染症の状況次第では、講座を中止することもあり得ます。

以前の、歴史講座の参加者数については資料の末尾のほうにお示ししたとおりでございます。昨年度開催の様子についても、資料の末尾に写真を掲載しておりますので、ご確認いただければと思います。

以上、報告第34号の説明を終わります。

次に、報告第35号「令和3年度都城島津伝承館企画展開催要項の制定について」をご説明いたします。資料をご覧くださいと思います。

本件は、現在あります表千家、裏千家といった茶道の原形であります武家社会における茶の湯について、武士がそれを受容していく流れを概観し、その中で島津本家と北郷家をはじめとする家臣らがどのように茶の湯を受け入れ、組織運営や地域の文化形成に反映させていったのかということ、当館が所蔵する古文書や記録を基に紹介するものでございます。

展示会の名称は「武士と茶の湯」としておりまして、会期は、令和3年8月21日、土曜日から10月3日でございます。展示内容は、資料に示したとおり、4立てで、茶が日本に伝来し、それが文化として受容されていく過程、その後、武家社会において茶の湯が果たした役割等について紹介し、その上で島津家における茶の湯活動について紹介、解説いたします。

主な展示史料については、資料の末尾に写真で紹介しておりますので、ご参照ください。一番後ろのほうに、豊臣秀吉が贈呈し、茶入れのナス（茄子）、薄茶器中棗、カッコ内は（なかなつめ）と読みます。それから、南方録、を紹介しております。

関連イベントとしまして、企画展講演会を9月5日、日曜日の午後に計画しておりますが、新型コロナウイルス感染状況を見極めながら、準備を進めていきたいと考えております。

続きまして、議案第13号「令和3年度都城島津伝承館企画展の観覧料の設定について」、ご説明いたします。

これは今、説明いたしました企画展の観覧料について定めるものでございます。資料をご覧ください。

企画展や特別展の観覧料については、都城市都城島津邸条例第8条第2項に、「都城島津邸において、特

別な展示を行うときは有料とすることができる。この場合において、特別展示の観覧料の額は、教育委員会がその都度定めるものとする」とありまして、これに基づいて設定をお願いするものでございます。

今回の観覧料についてですが、昨年と同じく一般 220 円、大学生・高校生 160 円とし、中学生以下については、積極的に学習等に利用してもらうことを意図しまして、無料としております。括弧内は 20 名以上の団体料金で、一般 160 円、大学生・高校生 110 円でございます。

なお、過去の企画展の入館者数は、資料の末尾にお示ししたとおりで、平成 30 年度 5,540 人、令和元年度 3,552 人、令和2年度 1,130 人となっております。コロナ禍ではありますが、感染症対策に努めながら、できる限り多くの人に観覧いただくために、市の広報のほか、ホームページ、Instagram、フェイスブックなど、SNS を積極的に活用しながら、広報に努めてまいりたいと思います。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

◎児玉教育長

ありがとうございました。

それでは、ただいまのことにつきまして、質問等ありましたらよろしく願いいたします。

よろしいですか。

それでは、報告第 34 号、第 35 号及び議案第 13 号を承認いたします。どうぞよろしく願いいたします。

●山下都城島津邸館長

どうもありがとうございました。

【報告第 33 号、議案第 12 号】

◎児玉教育長

それでは、報告第 33 号及び議案第 12 号を美術館副館長から説明をいただきます。よろしく願いいたします。

●原田美術館副館長

美術館です。報告第 33 号 令和3年度都城市美術展開催要項の制定についてです。

今年度の9月18日、土曜日から10月3日、日曜日までの会期で開催を予定しております第67回都城市美術展は、開催する方向で進めてまいります。しかし、今後の感染症の蔓延状況によっては、審査員が呼べなくなる、または来れなくなることが予想されます。そのために、無審査で開催します。無審査での開催なので、出品料を取らずに開催いたします。搬入に当たっては、密を避けるため、業者搬入を推奨し、出品料受領の手続きをなくすことによって、スムーズな搬入を行います。

もし開催できないような状況になった場合は、昨年と同様の Web 展を開催したいと思います。なお、この件につきましては、運営実行委員会委員の皆様にご報告し、5月下旬に文書で通知しております。

次に、議案第 11 号 都城市立美術館協議会委員の委嘱についてでございます。

別紙をご覧ください。委員をお願いしておりました市 P 連副会長の橋詰和弘さんが役員改選で交代されましたので、その後任として市 P 連から推薦がありました副会長の相良照代さんに委員を委嘱するものです。任期は前任者の残任期間である令和4年6月30日まででございます。

以上、報告1件、議案1件でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

◎児玉教育長

ご説明ありがとうございました。この件につきまして、質問等ありましたらよろしく願いいたします。いかがでしょうか。

それでは、報告第33号及び議案第12号を承認いたします。ありがとうございました。

●原田美術館副館長

ありがとうございます。

【報告第31号】

◎児玉教育長

続きまして、報告31号を生涯学習課長からご説明いただきます。よろしくお願いいたします。

●新村生涯学習課長

それでは、生涯学習課の報告に入ります。

報告第31号 都城市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要項の制定について、ご説明いたします。

宮崎県教育庁義務教育課が毎年実施しています学校図書館及び読書に関する調査によりますと、令和元年5月の一カ月間の平均読書冊数は、小学生が15.8冊、中学生が4.5冊となっているところでございます。さらに、1カ月に読んだ本が零冊と回答した児童・生徒の数は、小学生1.9%、中学生が13.2%となっており、中長期的には改善傾向にありますが、中学生の不読率は依然として高い状況にあります。このような状況の中で、子どもの読書活動の推進に関する法律第9条に、都道府県及び市町村は子ども読書活動推進計画を策定するように努めなければならないと規定されておりますが、本市ではまだ策定されておりました。

そこで、本年度から令和4年度の2か年で、都城市子ども読書活動推進計画を策定する予定にしております。本日新たしくお配りいたしました策定資料をご覧ください。

今後のスケジュールにつきましては、本年度策定委員会を3回開催しまして、意見を集約しまして、令和4年5月までには計画案として取りまとめる予定としております。その後、パブリックコメントを実施しまして、庁議を令和4年3月には計画として策定する予定にしております。

今回はその計画を策定するに当たりまして、策定委員会を設置するものであり、委員は、学識経験者、小学校・中学校代表者、幼児教育関係者、市立図書館協議会、行政関係職員、そして、所管管理図書館指定管理者、その他の中から10名以内で委嘱または任命したいと考えております。

以上で、生涯学習課の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

◎児玉教育長

ありがとうございました。

それでは、今の生涯学習課からのご説明ですけれども、質問等ありましたらよろしくお願いいたします。いかがでしょうか。

よろしかったでしょうか。

○赤松委員

先ほど頂いた資料は前につけていただいた資料とどこか違う点があるのですか。

●新村生涯学習課長

前の終わりの部分が若干違っております。というのが、以前付いていたのが、最後のほうの終わりを令和5年5月ということでしたのですけれども、早めまして、令和4年度中には完成しようということで、前倒ししております。

○赤松委員

分かりました。ありがとうございました。

◎児玉教育長

ほかにはございませんでしょうか。

それでは、報告第31号を承認いたします。どうかよろしく願いいたします。

●新村生涯学習課長

ありがとうございます。

【報告第28号、報告第29号、報告第30号】

◎児玉教育長

それでは、報告第28号、第29号及び第30号を学校教育課長から説明いただきます。よろしく願いします。

●深江学校教育課長

よろしく願いします。

それでは、学校教育課報告事項につきまして、ご説明いたします。

報告第28号 令和3年度都城市フッ化物洗口事業実施に関する検討会設置要項の制定についてであります。

令和3年度の都城市立フッ化物洗口事業実施に関する検討会設置要項について、別紙のとおり制定いたしました。内容に変更はございません。

続きまして、報告第29号 令和3年度都城市フッ化物洗口事業実施要項の制定についてです。

令和3年度の都城市フッ化物洗口事業実施要項を別紙のとおり制定いたしました。なお、本年度実施要項制定に際し、令和2年度に全ての小学校がモデル校となりましたので、要項の変更をしております。変更内容につきましては、新旧対照表をご覧ください。

変更したところは、3の対象学校です。令和2年度にモデル校になった6校について、追加で記載しております。次に、4のモデル校の選定です。旧要項では、「教育委員会は、全ての市立小学校が事業対象になるまで、毎年度モデル校を新たに選定する」とありますが、令和2年度に全ての小学校がモデル校となったため、今回、要項から削除しております。フッ化物洗口事業実施の内容に変更はございません。

続きまして、報告第30号 令和3年度都城市教育支援委員会及び専門委員会の人選について。令和3年度の都城市教育支援委員会及び専門委員会について、別紙のとおり人選を行いました。令和3年度の都城市教育支援委員は10名、専門委員は支援委員を兼務されている方3名を含め22名の人選を終えました。本年度新規で任命した教育支援委員会の委員3名は、五十市小学校の萩原浩範校長、祝吉中学校鹿島庄一郎校長、この2名につきましては、令和3年度都城市会校長会特別支援教育研究会の担当変更によるものです。教育委員会教育相談員茶木幸哉相談員であります。この1名につきましては、前任が辞任したことによる変更です。

続いて、新規で任命した専門委員7名は、県立都城さくら聴覚支援学校、柳井田智子教諭、大王小学校、岡本直樹教諭、西小学校、日浅真由美教諭、沖水小学校森山紀代美教諭、祝吉小学校森和裕主幹教諭、山之口小学校矢野美佐子教諭、高崎小学校阿多亜希子教諭であります。専門委員の変更につきましては、各学校の校内人事による担当変更等によるものでございます。

以上で、学校教育課の報告を終わります。よろしく願いいたします。

◎児玉教育長

ありがとうございました。

では、ただいまの報告につきまして、質問等ありましたらよろしく願いいたします。

いかがでしょうか。

○岡村委員

ご説明ありがとうございます。

2件お伺いしたいことがあります。1つは、報告第29号のフッ化物洗口事業の実施要項につきまして、別紙にあります実施要項のところの次のページの5番、実施要項の計算の方法なのですが、モデル校に在籍する児童の保護者、児童一人に対して一人の保護者ということで、子どもさんが3人在籍している方がいらっしゃれば、保護者3名というカウントになると思います。その下に、(4)なのですが、全校の集計により各モデル校において、本事業の実施を希望する保護者の数が当該学校に在籍する総児童の保護者数の三分の二とございます。この保護者数というのは、延べのカウントになるか、普通に考えた場合は、総児童の保護者数だと思うのです。ここは総児童の三分の二としたほうが明確なんじゃないかなと思ったところですか。いかがでしょうか。それが1件です。

それから、前のページです。対象学校のところなのですが、ここには白雲学校というのは入らないのでしょうか。もし白雲小学校を入れない理由とかございましたら教えていただければと思います。

以上2点です。よろしく申し上げます。

●深江学校教育課長

まず1点目については、ご指摘ありがとうございます。そのようにしたほうが誤解がないと、考えます。修正したいと思います。

2点目、白雲小学校につきましては、白雲小学校の児童は常に在籍する状態でないというのが一つと、もう一つは、白雲小学校に在籍する児童は、児童福祉法で、措置された子供たちであるということです。例えば、子供たちは寮で生活します。その中で保健衛生面の指導がなされていますので、そちらで指導されていること、また保護者とは一緒に生活しておりませんので同意を取ることが難しいことからこの対象からは外しているところです。

○岡村委員

分かりました。ありがとうございました。

◎児玉教育長

よろしかったでしょうか。

ほかにはございませんか。

○濱田委員

簡単な質問なのですが、保護者に対する説明会というのは、例えば、令和3年度にこれを実施するとしたら、3年度に入ってからするのですか。それとも、その前の2年度の終わりぐらいにするのか。その日程を教えてください。

●深江学校教育課長

保護者への説明会については、日程等を当該学校と連絡調整を図った上で実施します。実は、例年であれば、年度当初のPTA総会の後とか、沢山保護者が集まっている時を狙ってやっておりました。しかし、大変残念ながらコロナの関係で昨年度も本年度も実施できていない現状がございます。

○濱田委員

大きなイベント等で保護者が集まるときに実施するという一方で、特別に保護者を集めて実施するというわけではないわけですね。

●深江学校教育課長

学校の事情によります。例えば、PTA総会の後もずっと行事が詰まっていて説明会を行うのは難しい状況の場合は、改めて時間を設定します。例えば夜間に集まってもらったりしたこともございました。それぞれ学校の実情によります。

○濱田委員

そういうことですね。分かりました。大変なことだろうと思います。

◎児玉教育長

よろしかったでしょうか。

ほかにはございませんでしょうか。

○中原委員

ご説明ありがとうございました。

報告第 29 号の進捗状況についてでございます。この見方が分からなかったのを教えていただきたいのですが、例えば、志和池小学校、令和元年度に 100%だったところが、令和2年度、昨年度は 73.8%となっている。これは段々理解が深まって、増えていくのは分かるのですけれども、減ってきているというのはどういう見方をしたらいいのかなというのが1点です。

それと、もう1点が、4年間行われておりますが、モデル校も増えてきて、効果といたしますか、実績といたしますか、そうしたものが分かるような指標みたいなものがあるのかどうかを教えていただきたいと思っております。

●深江学校教育課長

まず1点目ですが、なぜ、減っているのか分析等はしておりませんが、学校によっては、フッ化物そのものの安全性について疑問をもっていらっしゃる方もおられます。詳細は確認しておりませんが、それは承知しております。

もう1点が、本事業はおおむね5年間継続して実施することによって効果が現れると言われておりますが、大変残念なことに、昨年度コロナ禍の影響で丸々1年間実施できておりません。成果を図る上で、もう少し時間が必要だと思っております。先行している他自治体のデータはあるのですが、本市のデータはまだそういう関係で、お示しすることが現状においてはできない状況でございます。

○中原委員

分かりました。ありがとうございます。

◎児玉教育長

ほかにはございませんでしょうか。

今回の件については、議会の中でもよく言われておりますので、少しの変化でも見逃さないようにやっていければと思うのですけれども、一つは、もう中に1年間やっていないのもあるのですけれども、経験を1、2、3、4、5年目の子もいれば、まだあまりやっていない子も、ここに差があるのかなというようなことですね。

○中原委員

それも含めて。

◎児玉教育長

ですから、学校の中でも、5年間やっている子と1回もやっていない子もいるわけだから、どこかでそれを分けないといけないと、何年目の実施かというのを、それは大変だと思いますけれども、しかしながら、持っておいたほうがいい数字かと思っておりますので、またお願いしたいと思います。

よろしかったでしょうか。

ほかにはございませんでしょうか。

それでは、報告第 28 号、29 号及び 30 号を承認いたします。よろしく申し上げます。

●深江学校教育課長

ありがとうございました。

【議案第9号】

◎児玉教育長

続きまして、議案第9号を教育総務課長から説明をいただきます。

●大田教育総務課長

教育総務課でございます。

それでは、議案第9号 都城市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則について、ご説明いたします。

1 ページの下段、改正理由をご覧ください。

教育委員会規則は、これまで教育委員会の会議において議決した日から起算して7日以内に公布するものとなっておりますが、条例に付随して改正する規則につきましては、条例の公布日まで待たないと規則が公布できませんので、今回、実情に合わせて公布の基準を撤廃するものです。

ページを2枚おめくりください。

規則の改正前と改正後の条文がございますが、改正後は第2条第1項を削除して、第2項、第3項をそれぞれ繰り上げるものとなります。

以上で、教育総務課の説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

◎児玉教育長

ありがとうございました。

では、議案第9号につきまして、ご質問等ありましたらよろしく願いいたします。

○岡村委員

改廃を必要とする理由がよく分からないのですが、7日以内となっておりますので、ゼロ日でもいいわけですね。マイナスでもいいわけですか。

●大田教育総務課長

条例の制定、改廃等、条例については都城市議会の議決が必要となります。教育委員会規則で、条例の制定・改廃等を伴うものは、条例が都城市議会の議決を得た後の公布となるため、現状として、教育委員会会議に付議してから7日以内に公布することができない規則があったため、今回、7日以内に公布するという部分を撤廃するということです。

◎児玉教育長

条例の部分に関してだけですね。

●大田教育総務課長

条例を伴うものだけです。

○岡村委員

条例の公布日前に規則を、議決が済めば規則を公布する。

●大田教育総務課長

ということではなくて、これまでですと、例えば、今回6月の定例教育委員会で本日付議いたしました、皆様からご承認いただきましてとなりますと、ここから7日以内に公布をしないといけないのですけれども、この規則が条例の改正や条例の制定を伴う規則だった場合は、条例が6月の都城市議会で議決されるまで教育委員会で先に公布するということができないのですけれども、これまでは実情と合っていなかったということで、7日以内に公布するという部分を削除するということにさせていただきたいということです。

○岡村委員

分かりました。

7日以内では難しい部分があったので、もっと遅くなることを許してほしいという形にということですね。分かりました。ありがとうございます。

◎児玉教育長

いかがでしょうか。

○赤松委員

具体的には事例としては、どんなのがあるのですか。

●大田教育総務課長

事例としましては、先般、スポーツ振興課の案件で、条例の改正と規則改正と同時にお諮りした部分があったのですが、その案件については、都城市議会で条例の議決を得た後に、規則も公布させていただいたという形になっております。

○赤松委員

教育委員会で決定しても規則は一旦預かりみたいになるわけですか。

●大田教育総務課長

そうですね。

○赤松委員

市議会で議決されたときに初めて、公にできるということですね。

分かりました。

◎児玉教育長

よろしかったでしょうか。

それでは、議案第9号を承認いたします。どうかよろしく申し上げます。

●大田教育総務課長

ありがとうございます。

◎児玉教育長

その付議がある事件につきましては、7日以内ということも。

【報告第36号、議案第10号】

◎児玉教育長

では続きまして、報告第36号及び議案第10号を教育部長から説明いただきます。

●江藤教育部長

まずは、議案第10号からご説明したいと思います。

1枚めくっていただき、色付の表をご覧ください。

令和3年度6月補正予算教育委員会の歳入と書いてございます資料です。教育委員会各課と各総合支所の地域振興課における教育委員会関連の歳入状況でございます。今回の6月補正では、学校教育課と文化財課が対象となっております。

学校教育課は、国庫支出金としては20,896,000円、県支出金として250,000円それぞれの増、そして、文化財課においては、諸収入として2,630,000円の増により、教育委員会全体で24,776,000円の増となっております。

内容につきましては、次のページをご覧ください。一覧表を見てください。

右上のほうに小さくページ数を書いてございますので、ページ展開する場合はこのページを読み上げます。上段の国庫支出金、学校保健特別対策費事業費補助金は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、小・中学校において十分な教育活動を継続するための感染症対策に要する経費でございます。国が小・中学校それぞれ二分の一を補助するものです。この補助金を使いまして、右側に記載のある左の充当事業と書いてございますけれども、この4事業、上の二つの新型コロナウイルス対策費、小・中学校と下二つの教材整備事業に充てます。一番右に充当額と書いてございますが、この金額は国庫支出金額だけの金額です。補助率が二分の一ですので、同額の一般財源を充てて事業を実施することになります。

下段の県支出金は、持続可能な宮崎づくりを実現する環境教育推進事業費補助金、これは、地域の資源や人材を活用した環境学習の推進及び環境教育の充実を図るための経費であり、県が全額補助するものです。したがって、上段の4事業とは違い、充当額250,000円において事業を実施いたします。

13ページをお願いいたします。

諸収入として、遺跡発掘調査事業にかかる受託事業、100%となり受託金額2,630,000円を右側に記載のある尾平野製鉄遺跡発掘調査事業受託事業に充てます。それぞれの事業内容は、歳出のほうで説明いたします。

次のページの色付の表をご覧ください。

学校教育課全体で44,045,000円、文化財課で2,630,000円、教育委員会全体で40,665,000円でございます。

次のページ、14ページをお願いいたします。

上段が新型コロナウイルス対策費小学校分であります。表の中頃に、事業費と書いておりますが、27,515,000円、その内訳としまして、右側に財源と書いてございますが、この表を見ていただきますと、先ほどご説明しました国庫支出金13,757,000円と同額の一般財源10,758,000円を充てます。事業の内容としましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、国が示すガイドラインに基づき、小・中学校における感染症対策を継続するために、必要な消耗品や備品などを購入するものでございます。具体的には、左の事業内容欄の○に明記してございます。自動水洗の設置、空気清浄器、加湿器、パーテーション、あとは、アルコールなどの備品購入をいたします。中学校も同様の内容でございます。

続きまして、15ページをご覧ください。

こちらも同様に学校保健特別対策事業費補助金を活用して、備品等を整備いたします。上段が小学校分、下段が中学校分でありまして、具体的には左の事業内容欄の○のほうに明記してあるとおり、テレビ、テレビスタンドの購入に充てます。テレビ購入の目的は、コロナ感染リスクを軽減するため、テレビを利用する授業において、空き教室等を活用し、児童・生徒を二分割に分散するための購入でございます。

続きまして、16ページをご覧ください。

持続可能な宮崎づくりを実現する環境教育推進事業ですが、地域の資源や人材を活用した環境学習の推進や教育の充実を図るため、環境教育推進校として指定しました姫城中学校において、実施されるエコ活動等について、歳入でご説明しました持続可能な宮崎づくりを実現する環境教育推進事業費補助金を活用して実施するものです。事業内容欄の○の最初の黒丸、エコ活用用消耗品としまして、エコ風呂敷100枚、エコバック77個を購入し、買い物等の際の利活用が目的でございます。

最後になりますが、17ページをお開きください。

尾平野製鉄遺跡発掘調査受託事業でございます。民間の会社建設に伴い、原因者負担で実施する発掘調査の経費2,630,000円でございます。事業箇所は、安久町の尾平野でございます。建設予定地には、縄文時代の洞窟遺跡で、宮崎県指定史跡の尾平野洞窟が所在しており、試掘調査の結果、近世から近代にかけての製鉄炉や炭窯などの製鉄関係の遺構が見つかっております。去る2月10日には、具体的な構造が分

かる県内でも初めての発掘調査事例として、マスコミから注目されているところです。

今回の工事計画によって、遺跡に及ぼす範囲約 293 平方メートルについて、文化財保護法に基づき、記録保存のための発掘調査を行うものです。調査期間は2か月及びとしており、主な経費は、発掘作業員の報酬、通勤手当、報告書の印刷製本、重機と物品の買上げ料などでございます。

議案第 10 号は以上でございます。

続きまして、報告第 36 号 臨時代理した事務の報告及び承認についてでございます。

一枚めくっていただき、色付きの表をご覧ください。

令和2年度の3月補正専決分の歳入状況でございます。対象となる課は教育総務課、学校教育課、学校給食課の3課です。教育総務課は、五十市小校舎の学校建設事業に係る合併特別事業債 67,300,000 円減でございます。学校教育課は奨学資金貸付基金の運用収入の 46,000 円減、学校給食課は学校給食センター建設事業に係る合併特別事業債 400,000 円の減であり、教育委員会全体で 67,746,000 円の減となっております。

14 ページをご覧ください。

今お話ししました学校建設事業に係る合併特別事業債 67,300,000 円の減額であります。これは五十市小校舎の建設工事と高城小、山田小の教室改修、今町小、富吉小の校舎屋根改修の工事に係るものでございます。表の中ほどの積算概要をまずご覧ください。原計予算額 377,300,000 円とありますが、これは起債の借入申請時の額であり、その下の決算見込額 310,000,000 円は、実際に執行した総額でございます。原計予算額 377,300,000 円のうち、五十市小校舎学校建設事業に係る金額が 273,000,000 円、同様に決算見込額が 310,000,000 円のうち五十市小に係る金額が 203,000,000 円であり、よって差引 67,300,000 円の減は五十市小だけの減でございます。

続きまして、15 ページをご覧ください。

奨学資金貸付基金の運用収入ですが、当該基金のうち 10,000,000 円ほどを毎年宮崎第一信用金庫に預け運用しております。当初、運用により 51,000 円を見込んでおりましたが、利率の低下などの影響で、5,000 円、正確には 5,698 円の利息となり、その差額分の 46,000 円を減としたところでございます。

次に、16 ページをご覧ください。

学校給食センター建設事業に係る合併特別事業債 400,000 円の減でございます。本事業には、学校配送業トラックの更新、高城学校給食センターの屋根改修、山之口学校給食センターの備品購入の3事業に係るものでございます。400,000 円につきましては、事業実施による予算執行残でございます。

一枚めくっていただきますか。

歳出につきましては、学校教育課だけです。もう一枚めくっていただいて、20 ページをご覧ください。

歳入で説明しました奨学資金貸付基金の減額について、当初の見込額 46,000 円目減りしましたので、その金額分を減としているところでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

◎児玉教育長

ありがとうございました。

それでは、ただいまの報告及び議案につきまして、ご質問等ありましたら、よろしくお願いたします。いかがでしょうか。

○濱田委員

ご説明ありがとうございます。

報告第 36 号で、令和2年度3月補正予算の歳入で、教育総務課の 67,300,000 円の減ですけれど、事業

には影響しないのですか。実際に予定されていた事業の実施には影響はないのでしょうか。

●江藤教育部長

ございません。

●大田教育総務課長

事業が終了したことによって、事業費が確定しましたので、それに合わせて、国からの交付金とか、そういうものを充てた後に、合併特別事業債をどのくらい充てるかというのが決定されるのですけれども、そういった事業終了に伴って、この額を確定したところでございます。

○濱田委員

もう既に終わっているわけですね。

●大田教育総務課長

はい、令和2年度で終了いたしました。

○濱田委員

分かりました。

あと1点、文化財課にお聞きするべきだったと思うのですが、議案第10号の尾平野製鉄遺跡で、2,630,000円と上げていて、事業は終わっているわけですよ、もう調査はですね。

●江藤教育部長

それは最初の試掘で試しに。試掘が終わって、遺構があるというのが分かったのです。その部分に会社を建てますので、文化財保護法によって、届け出が必要になってきます。

○濱田委員

また、埋めちゃうのでしょうか。

◎児玉教育長

最終的には、遺構の部分を崩さないような形で、向こうに建設をしてくださいということで、費用は大分しますけど、大丈夫なように、遺構を傷付けないようにします。

○濱田委員

見学もできるようになるのですか。

◎児玉教育長

見学は、崖なんです、実は。ですので、見るためにはかなり危険だというお話を聞いておりますので、見たいなとは思いますが、これから本格的に調査をする中では、機会があればというのは可能だとは思いますが。

○濱田委員

山の中ですよ、かなり。

◎児玉教育長

こういう斜めになったところで、足場が非常に悪い場所です。

○赤松委員

相原第一遺跡のような感じとは違うのですね。

◎児玉教育長

そうですね。そういう傾斜を使ってもうまく作っているようなところもあるかもしれませんので。せっかく整地をされた路肩から見ないといけないところなので、何か心苦しいなど、少し思っちゃいますけど、でも快くお出しになっていただいて。

○濱田委員

分かりました。今後どうなっていくのかなと思って気になったので。

◎児玉教育長

文化財課のほうに問い合わせをしてください。

ほかにございませんでしょうか。

○岡村委員

ご説明ありがとうございます。

私も同じ尾平野製鉄遺跡についてなのですが、この財源は、その他というところに財源が上がっておりまして、副収入という形、受託収入という記載があるのですけれども、具体的にはこれはどちらの。

●江藤教育部長

会社を建てられる方の負担になります。原因者負担とって。

◎児玉教育長

それは、文化財法で決まっています。今回は、個人の方から頂くことになっております。

○岡村委員

人件費もですか。分かりました。

◎児玉教育長

ですから、遺跡が見つかってしまうと、そこで試掘をして、そして、本掘りをしないといけないので、時間はかかるわ、お金はかかるわという、大変なことです。地権者の方は、非常に理解があつて、快くお受けていただいたということでした。

○岡村委員

ありがたいですね。

◎児玉教育長

ほかにはございませんでしょうか。

○中原委員

1点、教えていただきたいところがございませう。私も議案第10号の16ページになります。持続可能な宮崎づくりの環境教育推進事業に要する経費の補正の部分になります。

まず、推進モデル校ですか、姫城中になった経緯といひますかを教えてくださいのと、先ほどご説明があつたのは、エコバック利活用、ちょっと内容が薄いのではないかなと、250,000円というのは、費用対効果として、そこで姫城中学校となりますと、それこそプライドもおありになるのではないかなと。それをちょっと教えていただきたいと思ひます。

●江藤教育部長

姫城中に指定した経緯は、存じ上げませう。また近く報告します。

◎児玉教育長

誰かちょっと休憩中に学校教育課に走ってもらつて、それで少しその内容を聞かせていただきたいと思ひますが、多分、エコバックというのは、PRだと思ひます。この姫城中学校は、実はなかなかエコに関しては色々頑張つていらつしやるようで、ボランティア活動とか、そういうものを色々やつていますので、それに白羽の矢が当たつたのではないかと、私は思つておりましたが、本当がどうか分かりませうので、ではそれでお願ひしたいと思ひます。後ほど。

ほかにはございませんでしょうか。

それでは、報告第36号及び議案第10号を承認します。

ここで、休憩を取りたいと思ひます。もう1時間半経つておりますので、ご苦勞様でございませう。

それでは、暫時休憩をいたします。

[休憩]

※議案第10号への中原委員の質問については、次回定例会にて説明することとなった。

11 その他

各課からの報告

それでは、令和3年6月定例教育委員会をこれで閉じたいと思います。
お疲れ様でした。ありがとうございました。

この会議録は、真正であることを認め、ここに署名する。

署名委員

署名委員

書記

教育長